

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 16 件

厚生年金関係 16 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月16日及び同年12月22日は40万円、17年7月29日は30万円、同年12月16日は40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月16日  
② 平成16年12月22日  
③ 平成17年7月29日  
④ 平成17年12月16日

申立期間①から④について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に反映されていない。当該期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①から④において、その主張する標準賞与額（申立期間①及び②は40万円、申立期間③は30万円、申立期間④は40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について事業主は、申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に

係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成16年8月11日の標準賞与額に係る記録を55万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月11日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所は、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、平成23年3月10日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成23年3月10日付けで年金事務所に提出し、オンライン記録では、当該期間の標準賞与額が55万円と記録されているが、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とはされていない。

しかし、当該事業所から提出された「支給・控除一覧表」により、申立

人は、当該期間に賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（55万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成16年8月11日の標準賞与額に係る記録を60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年8月11日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所は、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、平成23年3月10日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成23年3月10日付けで年金事務所に提出し、オンライン記録では、当該期間の標準賞与額が60万円と記録されているが、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の基礎とはされていない。

しかし、当該事業所から提出された「支給・控除一覧表」により、申立

人は、当該期間に賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（60万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成16年8月11日の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月11日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所は、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、平成23年3月10日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成23年3月10日付けで年金事務所に提出し、オンライン記録では、当該期間の標準賞与額が50万円と記録されているが、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の基礎とはされていない。

しかし、当該事業所から提出された「支給・控除一覧表」により、申立



人は、当該期間に賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成16年8月11日の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月11日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所は、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、平成23年3月10日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成23年3月10日付けで年金事務所に提出し、オンライン記録では、当該期間の標準賞与額が50万円と記録されているが、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の基礎とはされていない。

しかし、当該事業所から提出された「支給・控除一覧表」により、申立

人は、当該期間に賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成16年8月11日の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月11日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所は、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、平成23年3月10日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成23年3月10日付けで年金事務所に提出し、オンライン記録では、当該期間の標準賞与額が150万円と記録されているが、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の基礎とはされていない。

しかし、当該事業所から提出された「支給・控除一覧表」により、申立

人は、当該期間に賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成16年8月11日の標準賞与額に係る記録を130万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月11日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所は、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、平成23年3月10日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成23年3月10日付けで年金事務所に提出し、オンライン記録では、当該期間の標準賞与額が130万円と記録されているが、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の基礎とはされていない。

しかし、当該事業所から提出された「支給・控除一覧表」により、申立

人は、当該期間に賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（130万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成16年8月11日の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月11日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所は、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、平成23年3月10日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成23年3月10日付けで年金事務所に提出し、オンライン記録では、当該期間の標準賞与額が50万円と記録されているが、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の基礎とはされていない。

しかし、当該事業所から提出された「支給・控除一覧表」により、申立



人は、当該期間に賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成16年8月11日の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月11日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所は、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、平成23年3月10日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成23年3月10日付けで年金事務所に提出し、オンライン記録では、当該期間の標準賞与額が50万円と記録されているが、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の基礎とはされていない。

しかし、当該事業所から提出された「支給・控除一覧表」により、申立

人は、当該期間に賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成16年8月11日の標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月11日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所は、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、平成23年3月10日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成23年3月10日付けで年金事務所に提出し、オンライン記録では、当該期間の標準賞与額が25万円と記録されているが、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の基礎とはされていない。

しかし、当該事業所から提出された「支給・控除一覧表」により、申立

人は、当該期間に賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成16年8月11日の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年8月11日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所は、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、平成23年3月10日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成23年3月10日付けで年金事務所に提出し、オンライン記録では、当該期間の標準賞与額が20万円と記録されているが、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の基礎とはされていない。

しかし、当該事業所から提出された「支給・控除一覧表」により、申立

人は、当該期間に賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成16年8月11日の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月11日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、会社は、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

会社は、平成23年3月10日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成23年3月10日付けで年金事務所に提出し、オンライン記録では、当該期間の標準賞与額が50万円と記録されているが、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の基礎とはされていない。

しかし、当該事業所から提出された「支給・控除一覧表」により、申立



人は、当該期間に賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成16年8月11日の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月11日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所は、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、平成23年3月10日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成23年3月10日付けで年金事務所に提出し、オンライン記録では、当該期間の標準賞与額が50万円と記録されているが、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の基礎とはされていない。

しかし、当該事業所から提出された「支給・控除一覧表」により、申立

人は、当該期間に賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成16年8月11日の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月11日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所は、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、平成23年3月10日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成23年3月10日付けで年金事務所に提出し、オンライン記録では、当該期間の標準賞与額が50万円と記録されているが、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の基礎とはされていない。

しかし、当該事業所から提出された「支給・控除一覧表」により、申立

人は、当該期間に賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成16年8月11日の標準賞与額に係る記録を40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月11日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所は、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、平成23年3月10日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成23年3月10日付けで年金事務所に提出し、オンライン記録では、当該期間の標準賞与額が40万円と記録されているが、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の基礎とはされていない。

しかし、当該事業所から提出された「支給・控除一覧表」により、申立

人は、当該期間に賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成16年8月11日の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月11日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所は、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、平成23年3月10日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成23年3月10日付けで年金事務所に提出し、オンライン記録では、当該期間の標準賞与額が20万円と記録されているが、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の基礎とはされていない。

しかし、当該事業所から提出された「支給・控除一覧表」により、申立



人は、当該期間に賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで  
申立期間当時は失業中だったが、その間の国民年金保険料は翌年度に妻が村役場で納付していたはずである。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をその妻が納付していたと主張しているが、A村（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿の記録によると、申立期間の保険料は未納とされている上、申立期間直後の昭和 59 年 4 月の保険料を 61 年 7 月に過年度納付していることが確認できることから、その時点では、申立期間の保険料については時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の保険料について、昭和 59 年にその妻がA村役場の窓口で昭和 59 年度分の保険料と合わせて2か月分ずつ毎月納付したと主張しているが、同村の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の59年4月の保険料は前述のとおり61年7月に、59年11月から60年3月の保険料については同年8月に過年度納付されていることが確認できる。

さらに、当時、A村役場では過年度分の保険料の徴収は行っておらず、申立人が申立期間の保険料を同村役場窓口で納付したとする主張と整合しない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 1 日から 45 年 7 月 1 日まで

A社B支店には、共済組合に加入していた期間を挟んで2回勤務したが、最初に勤務した昭和43年6月1日から45年7月1日までの期間についての厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社B支店に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、当該事業所に申立人の勤務状況について照会したところ、「正社員の記録であれば、全て保存されているが、臨時社員及び現場採用の職員に係る資料は全く無い。また、人事記録には申立人の氏名は確認できなかった。当時は、正社員であれば全員を厚生年金保険に加入させていたが、臨時社員及び期間社員等の現場採用の職員に係る厚生年金保険の加入については、現場の長に任せていたようだ。」と回答している。

また、申立人は、申立期間における同僚について数人の名字を記憶しているものの、名字のみでは当該同僚を特定することはできず、申立人の勤務実態について証言が得られない。

さらに、申立期間において厚生年金保険の被保険者となっている複数の従業員に照会したものの、申立人の申立期間に係る勤務実態及び当時の当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

加えて、申立期間に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者とならない期間であることから、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 10 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで  
② 平成 18 年 12 月 1 日

A社B所に勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が低くなっている。また、申立期間②に支給された賞与が厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間①及び②について、標準報酬月額及び標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、A社B所における標準報酬月額の記録が、平成4年10月の算定時において47万円であるにもかかわらず、その1年後の5年10月の算定では36万円に、6年10月から8年10月までの算定では38万円に減額されており、給与明細書は保管していないものの、給与に著しい変化は無かったとして申し立てている。

しかしながら、当該事業所から提出された申立人に係る被保険者情報の標準報酬履歴を確認したところ、申立期間①に係る標準報酬月額とオンライン記録が一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

また、C健康保険組合B支部は「当該事業所は、平成5年以前から赤字を計上しており、この時期に全社を挙げて事業再建計画を立てることになった。申立人と同期入社の人にも標準報酬月額の低下が見られる。」と回答しており、オンライン記録によると、申立人と同期入社の人30人のうち、

申立人を含む 23 人について、平成 5 年の算定時に標準報酬月額が下げられた記録となっている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人から提出された賞与明細書により A 社 B 所から賞与の支払いを受けていることが確認できる。

しかしながら、当該賞与が申立人に支給された時期は、当該賞与明細書により、申立人が A 社 B 所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成 18 年 10 月 1 日より後の同年 12 月 1 日であることが確認できる。

また、厚生年金保険の被保険者期間については、厚生年金保険法第 19 条第 1 項において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項において「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされていることから、申立人が A 社 B 所における資格を喪失した平成 18 年 10 月以降の月については、同社の被保険者期間に算入することはできない。

なお、賞与の支払元である A 社 B 所は「申立人は、平成 18 年 10 月 1 日に被保険者資格を喪失しているため、同年 12 月 1 日に支給した賞与からは厚生年金保険料を控除していない。」と回答している上、申立人から提出された申立期間②の賞与明細書によると、事業主により厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 18 年 12 月は、申立人の A 社 B 所に係る厚生年金保険の被保険者期間に算入することができない月であり、当該月に支給された賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 20 日から同年 4 月 1 日まで

A社からB社に異動する前の申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無い。継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは、申立期間当時の工場長及び複数の同僚の証言により推認できる。

しかしながら、A社は既に全喪しており、同社を継承している事業所も関連資料を保管しておらず、当時の給与担当者及び従業員から明確な証言が得られないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、A社は、B社を設立させるための準備として、申立期間において、工場勤務していた従業員に対して技術的な社外研修を行っているところ、厚生年金保険被保険者名簿によると、研修を受けた複数の同僚（12人）が、申立人と同様に昭和37年1月20日に被保険者資格を喪失し、同年2月15日に健康保険証を返納している記録があり、B社の新規適用日である同年4月1日に新たに被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社及びB社を通して事務を担当しており、前述の研修に参加していない従業員（2人）には被保険者期間に空白期間は無く、両事業所において継続して厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、A社では申立期間に研修を受けた多くの従業員について、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させたことが考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 2 日から 45 年 3 月 26 日まで  
年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶は無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給については、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が現存し、脱退手当金裁定何も作成されているなど、裁定手続が適正に行われていることが確認できる。

また、申立期間における脱退手当金の支給額に誤りは無い上、最終事業所の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における旧姓から新姓への訂正日と脱退手当金裁定請求書に押印された社会保険事務所（当時）の收受の日付が同日（昭和 49 年 3 月 25 日）であることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 22 日から 45 年 8 月 21 日まで  
日本年金機構から送付された『「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について』と記載されたはがきを見て、申立期間について脱退手当金が支給済みと記録されていることを知った。私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後である昭和 46 年 3 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後では別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年12月22日から21年4月29日まで  
② 昭和21年6月1日から23年1月20日まで

日本年金機構から送付された『「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について』と記載されたはがきを見て、申立期間について脱退手当金が支給済みと記録されていることを初めて知った。私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から1か月以内の昭和23年2月4日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、脱退手当金の支給を示す支給金額、支給開始年月日等の記載があり、オンライン記録と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。